勧告等措置区分 (津波対策) 田辺港、日高港、日置港

区分:「第二体制」

「大津波警報・津波警報」発表時発出、措置内容

1 港内在泊船等は、港外の安全な海域に避難すること。

港外退避ができない船舶にあっては、係留索の強化、漏油防止及び積荷の流失防止等必要な 措置を講じること。

なお、港外退避、係留索強化等は時間的に余裕がある場合のみ行うこととし、津波到達まで時間的余裕がない場合は、乗組員等は、速やかに陸上高所等に避難すること。

- 2 航行中の船舶は、港外の安全な海域に避難すること。
- 3 海岸付近にいる者は、直ちに陸上高所等へ避難すること。

区分:「第一体制」

「津波注意報」発表時発出、措置内容

- 1 在港船舶は、津波に関する情報を収集し、いつでも避難できる体制をとること。
- 2 海岸付近にいる者は、直ちに陸上高所等へ避難すること。